

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

2026年6月29日

住 所 三重県津市中央1番1号

事業者名 三重交通株式会社

代表者名 （役職名及び氏名）

取締役社長 田端 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社の一般路線バス車両のうち、約6%がバリアフリー新法に適合しないツーステップバスとなっている（適用除外車両を除く。2026年3月末現在。）
- ・一般路線バスについて、今後の導入は原則ノンステップバスとし、バリアフリー新法適合車両（ノンステップバス、ワンステップバス等）の比率を、2027年度末までに100%とする（適用除外車両を除く）。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・車椅子のお客様の乗降対応について、担当路線や経験に関わらず、均質なサービスを提供できるよう、社員全体の習熟度向上を図る。
- ・全ての新規採用（登用）運転士を対象に、バリアフリーに対する理解浸透と、車椅子のお客様の乗降対応について研修を実施する。
- ・また、既存の社員についても、年4回実施予定の乗務員講習会等を活用し、情報共有やフォローアップを行い、習熟度の維持向上を図る。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバスへの車両更新	・2026年度はバリアフリー新法不適合車両（ツーステップバス等）1両を廃車し、バリアフリー新法適合車両（ノンステップバス等）は11両を導入、14両を廃車する。 - これにより、バリアフリー新法適合車両（ノンステップバス・ワンステップバス等）の比率を、2026年度末時点で95%以上とする。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降時のサポート	・車椅子のお客様をスムーズにサポートできるよう、乗務員にマニュアルの周知を図ると共に、新規採用（登用）者には研修所内に設置した練習施設を活用して実車体験訓練を実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車内安全確認の徹底とアナウンスの実施	・停留所発車時の着席確認を乗務員に徹底する。 ・扉を閉める際、発車する際、停車する際に「扉を閉めます」「発車します」「バスが完全に停まるまで立たずにお待ちください」のアナウンスを実施する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先表示器の更新	・一般路線バスの新規購入車両に装着する行先表示器は視認性に優れた白色LEDを採用する。
ノンステップバス等の運行状況の情報提供	・バスロケーションシステム「BUS-VISION」において、車種別（ノンステップバス、ワンステップバス、ツーステップバス）に走行中の路線や行先、現在位置を検索できる機能を提供している。 ○導入済：桑名、四日市、鈴鹿、亀山、津、上野、名張、松阪、伊勢、志摩、南紀エリア
ホームページの多言語案内の充実	・外国人のお客様にも安心してご利用頂けるよう、当社のホームページ上のご案内や時刻運賃検索システムを多言語化している。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員講習会 新規採用運転士研修 フォローアップ研修 バリアフリー研修	・全乗務員を対象に年4回実施 ・新規採用の運転士全員を対象に実施 ・配属1年未満の運転士全員を対象に随時実施 ・車いすを使用したバスへの乗降および固定の実技訓練、ならびに合理的配慮や障害のある方の考え方・視点を学ぶことを目的とした座学を実施

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗り方教室の開催	自治体等から依頼に基づき、各地へ出向いてバスの乗り方教室を開催し、高齢者等が安心してご乗車頂けるよう情報提供に努める。
スマートフォンの使い方教室	自治体等から依頼に基づき、スマートフォンでバス時刻やバスの位置情報等を検索する仕方等を学ぶ教室を開催し、高齢者等により便利にご乗車頂けるよう情報提供に努める。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・添乗指導員の調査により運転士の接遇等に対する指導を実施する。
- ・ホームページや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有し、取組の改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
変更なし		

Ⅴ 計画書の公表方法

ホームページによる (<https://www.sanco.co.jp/company/company11/post/>)

Ⅵ その他計画に関連する事項

--

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組計画書

2026年6月29日

住 所 三重県津市中央1番1号

事業者名 三重交通株式会社

代表者名 （役職名及び氏名）

取締役社長 田端 英明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ・当社ではリフト付観光バス2両を保有している。
 今後は需要回復を見極めながら、2027年度以降の増車を検討する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ・リフト付き観光バスを運行する場合は、必ず補助者（ガイド等）を同乗させ、車両操作を熟知したものを乗務させる。
- ・パンフレットやホームページで紹介するとともに、旅行会社等を通じて周知する。
- ・乗務できる運転士は複数研修をする。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付観光バスの導入	・リフト付観光バス2両体制とし、2027年度以降に増車を検討する。

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	・リフト付き車両の操作方法やお客様への対応について、定期的に研修を実施する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付き観光バス	・リフト付き観光バスを運行する場合は、必ず補助者（ガイド等）を同乗させ、車両操作を熟知したものを乗務させる。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
予約方法の周知	・パンフレットやホームページで紹介するとともに、旅行会社等を通じて周知する。
予約方法の拡充	・電話やFAX、インターネットによる予約を継続する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員教育の実施	・乗務できる運転士を複数配置するため、順次リフト付き車両の操作方法やお客様への対応についての研修を実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
利用者への周知	・パンフレットやホームページで紹介するとともに、旅行会社等を通じて周知する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・旅行会社への営業活動を強化し、積極的にリフト付き車両のPRを行う。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページによる (https://www.sanco.co.jp/charter_lineup/2012/10/maxy)

VI その他計画に関連する事項

- 注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。